

# 令和元年あきる野市農業委員会 6 月総会議事録

令和元年 6 月 24 日（月）午後 1 時 30 分、令和元年あきる野市農業委員会 6 月総会は、あきる野市役所 5 階、503 会議室において開催された。

出席した農業委員は次のとおりである。

甲野富和・谷澤俊明・小田川篤雄・嶋崎三雄・田中正治・田中英雄・小川金二・堀江建夫  
田中克博・宮崎恒雄・平野久雄・唐澤啓治

出席した農地利用最適化推進委員は次のとおりである。

松村敏郎・坂本博・橋本喜久司・栗原剛・栗原晋二

出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長 渡邊一彦 ・ 事務局次長 青木邦彰 ・ 事務局 金子公晃、橋爪貴英

## 議事日程

- 第 1 号議案 農地法第 3 条の規定による許可申請の許可について
- 第 2 号議案 相続税の納税猶予に係る農地等の引き続き農業経営を行っている旨の証明について

## 追加議案

- 第 1 号 生産緑地指定申請に伴う農業委員会の意見について

開会 午後1時37分

(事務局長) それでは、すみません。時間も少し過ぎましたので、ただ今から、令和元年あきる野市農業委員会6月総会を開催いたします。初めに甲野会長からご挨拶をお願いいたします。

(会長) 皆さま、こんにちは。お忙しいところ総会にお集まりいただきまして、ありがとうございます。梅雨に入りまして、例年ですと梅雨と言いながらいぶん空梅雨で、暑い天気が続いている印象でしたけれども、今週はしっかり降りまして、かえって降り過ぎてしまって畑がぬかるんで、なかなか農作業に悪影響を及ぼしているのではないかと思います。また、草なんかも水が入りましたので、一番生える時期ですので、畑の管理等皆さま気を付けていただきたいと思います。また、梅雨ですので湿気が多いと体調にも影響しますので、皆さま体調にも気を付けてながら農作業等に励んでいただきたいと思います。今日はよろしくをお願いいたします。

(事務局長) ありがとうございます。続きまして、諸報告並びに署名委員の指名をお願いいたします。

(会長) はい。それでは諸報告、6月13日、武蔵野市にて開催されました農業振興地域フォーラムに、谷澤職務代理、小田川委員、小川委員、堀江委員、平野委員、事務局と共に参加いたしました。諸報告は以上です。それでは、本日の署名委員は谷澤職務代理委員と小川委員になります。よろしくをお願いいたします。

(事務局長) ありがとうございます。それでは議事に入る訳でございますが、議長につきましては、あきる野市農業委員会会議規則第4条の規定により、会長が議長となっておりますので、会長、よろしくをお願いいたします。

(議長) はい。本日の出席委員は農業委員12名、推進委員5名の合計17名となります。農業委員過半数の出席がありますので、総会を開催いたします。それでは議事に入ります。第1号議案、収受34について、事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。そうしましたら、お手元の資料の1ページをご覧くださいと思います。第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請の許可について。農地法第3条の規定による次の農地の権利移動についてはこれを相当と認め許可するものとする。令和元年6月24日提出。あきる野市農業委員会、会長、甲野富和。

**(第1号議案・収受34 朗読)**

以上でございます。

(議長) それでは、収受34につきまして、担当の唐澤委員、説明願います。

(唐澤委員) はい。それでは報告させていただきます。地図は3ページをご覧ください。

**(現地案内図 説明)**

先月の総会議案に上がった場所の隣で、前회가△△△番△、その北側が今回の○○○番○です。特に問題ないと思いますが、審議のほど、よろしく願います。

(議長) ただいま、事務局と唐澤委員より説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか？

(平野委員) ちょっと分からなくて、聞きたいことがあるのですが、農地法第3条で摘要5年間となっているのですが、これは5年過ぎたらまた申請をし直すのですか？

(事務局) そうです。

(平野委員) では、それを申請しなかったら、そのまま切れちゃうということ？

(事務局) 切れちゃいます。

(事務局次長) 使用貸借となりますと、権利が付きませので。

(事務局長) 自然に切れちゃいます。

(事務局次長) ですので、継続したい場合はもう一度3条の申請をしないと。

(平野委員) なるほど。では基盤強化促進法と同じということ？

(事務局次長) 同じですね。

(平野委員) わかりました。すみません。

(議長) 他にご質問ございますか？・・・よろしいでしょうか？

それでは、ないようなので、收受34について、農地法第3条の規定による許可申請の許可については、これを相当と認め、許可することにご異議ございませんか？

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、許可することにいたします。続きまして、第2号議案、番号1について、事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。そうしましたら、2ページをご覧くださいと思います。第2号議案、相続税の納税猶予に係る農地等の引き続き農業経営を行なっている旨の証明について。次の申出について、相続税の納税猶予に係る農地等の引き続き農業経営を行っていることを証明する。令和元年6月24日提出。あきる野市農業委員会、会長、甲野富和。

**(第2号議案・番号1 朗読)**

以上でございます。

(議長) 続きまして、担当の堀江委員、説明願います。

(堀江委員) はい。先日、事務局と一緒に行けなかったのですが、6月20日に1人で現地確認に行つてまいりました。場所は地図の4ページです。

**(現地案内図 説明)**

〇〇さんは定年して結構経ちますけれども、自分で自家消費用の野菜と果実等をこの場所で生産しておりまして、ミカンの木が10本ほどと、ブルーベリー、柿の木、あとは、切り花に使うユリ等を端の方で生産しておりまして、真ん中の方は自家消費で使っているトウモロコシやオクラ、カボチャ等が植わっておりまして、空いている所はきれいに耕耘してありまして、年間通して耕作しておりますので問題ないと思いますが、ご審議のほど、よろしくお願ひします。

(議長) はい。ただいま、事務局と堀江委員より説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか？・・・よろしいですか？

それでは、ないようですので、〇〇〇〇さんは、引き続き農業経営を行っている旨、証明することにご異議ございませんか？

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、引き続き農業経営を行っている旨、証明することに決定いたします。続きまして、番号2について、事務局より説明願います。

(事務局次長) はい。

**(第2号議案・番号2 朗読)**

以上でございます。

(議長) 続きまして、担当の宮崎委員、説明願います。

(宮崎委員) はい。先日、6月19日に事務局の方と一緒に現地を見て来ました。地図は5ページ、6ページになります。

**(現地案内図 説明)**

5ページの方は、模範的な家庭菜園の状況になっています。ジャガイモ、サニーレタスの赤と緑、それ以外にネギ、トマト、ナス、全体としてきれいに使われていて、良好な状況だと思えました。6ページの方は道路に接続していない畑になっておりまして、現地は栗畑になっております。周辺は野菜畑ですけれども、ここに栗が3本ほど植わっておりまして、前は確か草も伸びていて、栗も少ないですねということで、補植を指導したと思うのですが、その補植した栗の若木が3本枯れておりまして、ですけれども、下草の方はきれいに刈られていて、一応頑張っただけでやっただけでいるのかな、という状況です。報告は以上です。

(議長) はい。ただいま、事務局と宮崎委員より説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか？・・・よろしいですか？

それでは、ないようですので、〇〇〇〇〇さん、〇〇〇△△さんは、引き続き農業経営を行っている旨、証明することにご異議ございませんか？

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、引き続き農業経営を行っている旨、証明することに決定いたします。続きまして、追加議案が提出されていますので、そちらをご覧ください。追加議案第1号について、事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。それでは、お手元にお配りしてございます資料をご覧ください。追加議案第1号、生産緑地指定申請に伴う農業委員会の意見について。生産緑地法施行規則第1条の規定に基づき、市が生産緑地地区に関する都市計画の案を作成するに当たり農業委員会へ下記農地の照会があった。このことについては、生産緑地法第2条第1号に規定する農地と認められるので、その旨回答する。令和元年6月24日提出。あきる野市農業委員会、会長、甲野富和。

**(追加議案第1号・番号1 朗読)**

以上でございます。

(議長) 続いて担当の谷澤委員、説明願います。

(谷澤職務代理) はい。それでは追加議案案件を説明いたします。案内図につきましては裏面、網掛けの部分が今回の申請地になります。現地確認は19日に事務局と行ってまいりました。今回申請する場所には、ビニールハウスが建っておりまして、あと、それ以外の所にはブルーベリーが結構な数、ありました。以前からそこを畑として使っておりまして、ブルーベリーも直売所等々に出荷しているということで、畑としてやられている状況であります。以上です。

(議長) はい。ただいま、事務局と谷澤委員より説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか？

(小川委員) 教えてもらいたいのですが、普通だと、隣が生産緑地だから一緒にくっ付くとか、

あとはいろいろな条件があると思うのですが、これは何か、取り残したのか、わざと指定しなかったのか、どういう状況でこういうことになったのか、教えてもらえますか？

(事務局) この〇〇〇〇-△は、元々1筆だった〇〇〇〇番から分筆をしまして、それで自宅が建っている筆だったのですが、その中の一部を畑としてブルーベリー等々を植えて、ちゃんと出荷している畑であるので、そこは分筆をして、自宅がある部分を除いて生産緑地に指定をしたいというお話があり、今回申請する面積は●●●m<sup>2</sup>で、500m<sup>2</sup>を切っただけなのですが、この下の□□□□-□、こちらが生産緑地に指定をされているので、一団の取り扱いで、最小限の面積ではあるのですが、畑として、生産緑地として指定をしたいと都市計画に相談があったということで、お話を聞いております。

(小川委員) 要するに、〇〇〇〇番は、今までなぜ指定していなかったのか、ということを知りたいのですが・・・

(事務局次長) 住宅地なんです。

(小川委員) 住宅？

(事務局次長) 〇〇〇〇番地は自宅が建っている所なんです。その一部を分筆して・・・

(小川委員) 要するに、自宅の所、全部をやるんじゃなくて、分筆して、この部分について生産緑地の網をかけるよと、そういう話ですね？

(事務局) そうですね。それで分筆して、今回〇〇〇〇-△という地番になっております。

(坂本委員) 今、聞くと、元、宅地。宅地の所を農地に戻せるんですか？

(事務局次長) もしかしたら、国土調査の時なのか、分筆した後に現況畑で・・・逆転用じゃないですけど、宅地を畑というのはあんまり聞かないので。

(坂本委員) それでは、国調で宅地が畑になった、ということなのでしょうか？

(事務局次長) 平成26年の5月に不詳地地目変更登記ということで、宅地から畑に切り替わっています。だから多分法務局で・・・

(坂本委員) 国調じゃなくて？

(事務局次長) 国調ではなくて、調整した結果、畑に戻ることができたので、生産緑地の追加指定ができるようになった、という形になります。

(坂本委員) はい。

(議長) 他にご質問はございますか？

(田中英雄委員) そうすると、今までは宅地課税を払っていた訳ですか？

(事務局) そうです。

(事務局次長) 平成26年までは宅地課税です。

(田中英雄委員) はい。

(議長) 他によろしいですか？

それでは、ないようですので、番号1について、生産緑地法第2条第1号に規定する農地である旨、回答することに異議はございませんか？

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、その旨回答することにいたします。続きまして、報告事項に移

ります。専決の報告について、事務局より報告願います。  
(事務局) はい。それでは令和元年あきる野市6月総会専決処理報告書をご覧ください。では読み上げます。

**(専決報告 朗読)**

以上となります。

(議長) はい。以上で本総会に提出されました議案と報告については、滞りなく終了いたしました。

なお、次回の総会ですが、7月25日、木曜日、午後1時30分から、あきる野市役所本庁舎5階、503会議室で行う予定です。よろしくお願いいたします。

以上をもちまして、農業委員会総会を閉会させていただきます。

閉会 午後1時59分